

「「セキュア・ジャパン」の実現に向けた取組みの評価等  
及び合理性を持った持続的改善の推進について」(案)

及び

「情報セキュリティの観点から見た我が国社会  
のあるべき姿及び政策の評価のあり方」(案)  
に対する意見及びそれらについての考え方

情報セキュリティ政策会議

2007年 月 日

## 意見提出者一覧（五十音順）

オリエント測器コンピュータ株式会社  
株式会社 日立製作所

その他個人 1 件

合計 3 件

なお、いずれも、「情報セキュリティの観点から見た我が国社会のあるべき姿及び政策の評価のあり方」(案)に対する意見であり、「セキュア・ジャパン」の実現に向けた取組みの評価等及び合理性を持った持続的改善の推進について」(案)に対する意見はなかった。

「情報セキュリティの観点から見た我が国社会のあるべき姿及び政策の評価のあり方」（案）  
に対する意見及びそれらについての考え方

該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
はじめに 1.(iii)(iv)	(iii)で「合理性をもって評価を行う」と記述されているが、「何を」評価するかという点も記述すべきである。 (iv)で「持続的改善のあり方」と記述されているが、「何に対する」持続的改善であるかという点も記述すべきである。 (株)日立製作所	ご指摘の内容を踏まえ、当該部分を以下のとおり修正いたします。  (iii)合理性を持って情報セキュリティ政策の評価を行うための指標やそれを補完するための調査及びこれらにより把握した現状等の分析のあり方、 (iv)評価指標等を用いた情報セキュリティ向上のための取組みの持続的改善のあり方等
第1章第2節 1.IT利用を取り巻く様々なリスクの存在	リスクの定義を明確化する必要があるのではないか。 (株)日立製作所	第1章第2節1.の3行目から9行目において、リスクが明記されていると考えています。
第3章第1節 3.リスクの認識の見直しメカニズム	「リスク認識について随時見直し、毎年の年度計画策定に際して可視化すること」が示されているが、これを実施するためには、年度計画で対象とすべき新しいリスクの抽出とその可視化の進め方についての統一的な考え方、方法論が必要ではないか。 (株)日立製作所	ご指摘の内容は重要であると考えており、今後の情報セキュリティ政策の推進にあたっての検討課題とさせていただきます。
第3章第3節(1)(ア)政府機関・地方公共団体	以下の記述を追加すべきである。 (廃棄時のセキュリティ対策の強化) 情報の廃棄時にデータ消去方法の不完全、あるいは外部委託先に起因する問題によって、情報漏えい等の被害が発生する可能性がある。 (オリエン特測器コンピュータ株式会社)	本文書において可視化されているリスクは、情報セキュリティに取り組む各主体を当該主体全体として見た場合のリスクについて概要を把握したものです。一方、ご指摘の情報の消去については、その重要性に鑑み、政府機関統一基準において遵守事項として規定しておりますが、このような個別のリスクについては、ここでは記述しておりません。
第4章第2節(2)官民連携モデルにおける対策実施主体の姿	「情報セキュリティ対策の実施状況が「世界トップクラスの水準」に到達」と記述されているが、「世界トップクラスの水準」が、何を示すものであるか、また、何を以てその水準に達していることを評価するか、についての考え方の明確化が必要である。 (株)日立製作所	前者のご指摘の内容につきましては、「世界トップクラスの水準」とは、企業全体としての対策が世界的に見てトップレベルである、進んでいる、という水準を示すと考えています。 後者のご指摘の内容につきましては、本文書をもって評価するものと考えています。
第4章第2節(2)(ウ)企業 第4章第3節(1)(ウ)企業	対策実施4領域のうち企業については、2006年時は適切に表現されているが、2009年度は、IT安心利用環境構築への過程におけるリスクを意識するあまり、その「姿」は抽象的な記述に終始しており、「評価等」では、主体毎に、対策ステップ・対策スピード視点に立っての受容可能な水準を示し得ていないため、2006年度と2009年度の記述の相関性に欠けており、手探り感が否めない。 (個人)	ご指摘の内容につきましては、今後の情報セキュリティ政策の推進にあたっての参考の一つとさせていただきます。
第5章第1節 2.評価指標に基づく評価と補完調査	第1パラグラフから第2パラグラフまでの記述の主旨が必ずしも明確ではないと思われるため、具体的な例を挙げるなどにより主旨を明確にするべきである。 (株)日立製作所	ご指摘の内容につきましては、第5章第1節5.に基づき策定する毎年の作業方針についての検討にあたっての参考の一つとさせていただきます。
第5章第1節 6.具体的目標の設定	「評価の実施に際しては、具体的にどの程度まで対策を行うべきか明確にするため具体的目標を設定することが望ましい」と記述されているが、この「具体的目標」が何を示すかについての説明が必要である。 (株)日立製作所	「具体的目標」とは、目標である「姿」に向けて具体的な時期ごとに具体的に達成すべき水準であると考えており、第5章第1節6.に記述した過程で策定するものです。 なお、ご指摘の内容につきましては、当該「具体的目標」を策定するにあたっての参考の一つとさせていただきます。
別添3「企業・個人における情報セキュリティの評価指標」全般	アウトカム指標、アウトプット指標として各種調査データが提示されているが、これらのデータが示す内容をどのように判断・評価するかについての考え方が、今後、評価を実施するにあたっては必要ではないか。 (株)日立製作所	調査データの活用にあたっては、それぞれのデータごとに性質が異なることに留意することが必要であると考えています。 なお、ご指摘の内容につきましては、今後、評価を実施するにあたっての参考の一つとさせていただきます。